

# 社会福祉法人 福志会松任

## 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

職員が仕事と生活の調和を図り、仕事と家庭の両立ができる雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2022年4月1日 ～ 2026年3月31日

2. 目標と取組内容・実施時期

### ◆目標 1

全職員の有休休暇取得率を平均で10%以上アップさせ、連続3日以上の年次有給休暇を全職員が取得する。

<取組内容・実施時期>

- 2022年4月～ 個別の有給休暇取得率を把握分析し対応策を検討する。
- 2022年6月～ 日々の業務分担や職員の配置を検討する。
- 2023年4月～ 取組実施後の有給休暇取得状況を分析し、継続的に改善していく。

### ◆目標 2

男性職員の育児休業を1名以上取得させる。女性職員においては、取得率の維持に努める。

<取組内容・実施時期>

- 2022年4月～ 現行の出産・育児に関する状況を把握し、男性職員の育児休業取得に関する取組を周知する。
- 2022年4月～ 配偶者が出産した男性職員を対象として、事業所側から育児休業をすすめるとともに、事業所主導で部署全体の業務の配分についての見直しを実施する。
- 2022年4月～ 女性職員においては現行の育児休業取得率の維持を図り、さらに男女ともに安心して休業できる職場環境を整える。
- 2022年4月～ 育児休業後、復帰しやすいように育児短時間勤務等の利用を推進する。